

## 大切な命を交通事故で失わないために

問合せ先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

県内における平成31年1月から令和元年12月までの交通事故死者数は129人で、昨年と比較して46人減少し、全国ワースト8位となっています(概数)。

市内でも10月に死亡事故が発生するなど、悲惨な交通事故は日々至るところで発生しています。

ドライバーの安全不確認や歩行者の飛び出しなど、交通事故に何らかの過失が存在する以上、その事故は必ず防ぐことができたものです。

私たちの住むまちで悲しい交通事故が起きないように、もう一度交通安全を考えてみませんか？

### 「ながら運転」厳罰化

昨年中に発生した交通死亡事故原因のうち、ドライバーの脇見運転は、全体の約12%を占めています(概数)。脇見運転の中でも、スマートフォンの使用などの「ながら運転」をきっかけに起きる事故が増加しています。

運転中、つい通知が気になってSNSやメールをチェックしてしまったり、通話やゲームをしながら運転したりしていませんか？

昨年12月1日から道路交通法が改正され、「ながら運転」が厳罰化されました。

#### 携帯電話使用等(保持) 運転中にスマートフォンなどを使用し、通話や画面注視する行為



改正前		改正後	
罰則	5万円以下の罰金	罰則	6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
違反点	1点	違反点	3点
反則金	大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 原付 5千円	反則金	大型 2万5千円 普通 1万8千円 二輪 1万5千円 原付 1万2千円

#### 携帯電話使用等(交通の危険) 運転中にスマートフォンなどを使用し、通話や画面注視(保持・非保持)をして交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせる行為



改正前		改正後	
罰則	3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	罰則	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
違反点	2点	違反点	6点(免許停止)
反則金	大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 原付 6千円	反則金	対象外となり刑事手続

携帯電話を使用するなどして起きた事故は、使用しない場合に比べて、死亡事故になる確率が約2.1倍にもなります(平成30年警察庁資料)。自分としてはほんの一瞬のつもりでも、走行中、その一瞬で車が進む距離は、決して短いものではありません。危険に気付いたときにはブレーキが間に合わず、スピードを保ったまま衝突すれば、重大事故につながります。

急ぎの用事であっても、スマートフォンなどの機器を操作する際は、必ず安全な場所に停車してから使用するようにしましょう。運転中はスマートフォンなどを近くに置かないなど、「ながら運転」を絶対にしないよう心掛けてください。

## 自転車事故をなくそう

自転車乗用中に事故に遭い、亡くなる方が多いだけでなく、近年は自転車側が加害者となる事故も多く、交通ルールを守らない自転車利用が大きな課題となっています。

被害者にも加害者にもならないよう、自転車は正しく利用しましょう。

### ヘルメットを着用しましょう

自転車事故死者の負傷部位のうち、最も多いのは頭部で約6割を占めています(平成30年埼玉県資料)。平成30年中の県内自転車事故死者50人のうち、ヘルメットを着用していた人は一人もいませんでした。ヘルメットさえかぶっていれば、命を失うという最悪の事態は防げたとされる事故は少なくありません。自転車に乗るときはヘルメットを着用し、自分で自分の身を守りましょう。

### 交通ルールを守りましょう

自転車に乗るとき、つい自分ルールで自由に利用していませんか？車を運転しているときは信号を守って青信号を待つのに、自転車に乗った途端、車が通っていないからいいやと自由に横断してしまう人は、決して珍しくありません。交通ルールを守らない人がいる限り、交通事故をなくすことはできません。自転車も車両であることを決して忘れず、ルールを守って利用しましょう。



### ～知っているようで意外と知らない？自転車の交通ルール～

- 1 **自転車は車道が原則であり、車道の左側を通行する**  
路側帯や普通自転車専用通行帯を通行する場合も、左側を通行しなければならない。
- 2 **自転車が歩道を走ることができるのは、例外である**
  - ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体の不自由な人
  - ・道路標識によって通行が認められている場合
  - ・車の通行量が多い、道路工事中であるなど、車道通行に危険が伴い、歩道通行がやむを得ないと認められる場合

歩道を走ることができる場合でも、歩道は「歩行者優先」であり、車道寄りを徐行する。歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止しなければならない。
- 3 **「止まれ」の標識がある場所では、自転車も一時停止しなければならない**  
徐行運転ではなく、必ず止まって安全確認を行うこと。
- 4 **自転車走行中の、スマートフォンなどを操作する、イヤホンで音楽を聴く、傘を差すなどといった行為は、道路交通法違反である(5万円以下の罰金)**
- 5 **自転車で歩行者や自転車に衝突してしまったら、必ず警察に通報しなければならない**  
ケガがなければよい、相手が大丈夫だと言えればよい、という判断ではない。

## 交通安全のために大切なこと

最近では、あおり行為などの危険運転が度々報道されていますが、車の運転中に限らず、歩行中であっても、心の余裕を失うと、交通事故の危険は一気に高まります。焦りや不安は、歩行中であれば無理な道路横断につながったり、運転中であれば、スピード超過や信号無視、急な右左折などにつながったりします。時間と心に余裕を持ち、歩行者、自転車、自動車それぞれが互いに思いやりを持って行動することが、悲惨な交通事故をなくすための大きな一歩となります。

交通事故は、被害者だけでなく加害者にとっても、一瞬で幸せな日常を奪う非常に恐ろしいものです。交通事故は一人ひとりの心掛け次第で必ず未然に防げるということを忘れず、どんなときでも交通ルールを必ず守りましょう。

私たちの住むまちから交通事故をなくすために、まずは自分から交通安全の輪を広げましょう。

### 市町村交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、県内の加入市町村がその住民の方々を対象に、共同で実施する公的共済制度です。皆さんが会費を出し合い、交通事故により負傷した会員の方にお見舞金をお支払いする助け合いの制度です。

※ 交通災害共済は、事故を起こしてしまったときに相手方の損害を補償するものではありません。また、県内で加入が義務化されている自転車保険とも異なります

加入受付 2月3日(月)～ 共済期間 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

年会費 500円

加入申込 今月号に折り込まれた加入申込書に必要事項を記入の上、安心安全推進課、各市民センター、若葉駅前出張所、または郵便局で会費を添えて申し込んでください。

見舞金請求 交通事故によりケガをして見舞金請求を行う場合は、安心安全推進課交通安全・防犯担当にお問い合わせください。

## 税の申告が始まります

問合せ先 税務課市民税担当

### 申告は、郵送または電子申告で

申告会場は、毎年、大変混雑します。郵送または電子申告(e-Tax)をご利用ください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」で作成することができます。画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動計算され、申告書などを作成・印刷し、郵送で提出できます(郵送料は自己負担)。

問合せ(郵送)先 市・県民税の申告 / 〒350-2292 (住所不要) 鶴ヶ島市税務課市民税担当  
確定申告(所得税の申告) / 〒350-8666 (川越市並木452-2) 川越税務署  
※ 確定申告の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください



国税庁HP

### 申告会場など

会場	受付期間	受付時間	その他
川越税務署	2月17日(月)～3月16日(月) ※ 平日のみ受付。ただし、 2月24日(月)、3月1日(日)は 受付を行います	9時～16時 ※ 8時30分から受付。 混雑時は早めに締め切 ることがあります	確定申告全般の受付。なお、還付申告については随時受付。 問い合わせは、☎235・9411へダイヤル後、自動音声案内に 従い「0」を選択してください。 ※ 駐車場が狭いため、お車での来場はご遠慮ください
鶴ヶ島市役所 (1階ロビー受付)	2月17日(月)～3月14日(土) ※ 日曜日、振替休日の受付 は行いません	【平日】9時～11時、 13時30分～16時 【土曜日】9時～11時 ※ 開庁時間(8時30分) 前の来庁は、ご遠慮く ださい	市・県民税申告、所得税および復興特別所得税の確定申告 ※ 青色申告、分離所得の確定申告、国外に扶養者のいる方 の確定申告(源泉徴収票に記載済の場合を除く)、初年度の住 宅借入金等特別控除の申告、その他住宅関係の控除に係る確 定申告、損失繰越の確定申告、雑損控除や災害減免法による 減免に係る確定申告、過年分の確定申告などは受け付けでき ません。詳細はお問い合わせください
東市民センター	2月6日(木)、7日(金)	9時30分～11時30分、 13時30分～16時	対象となる申告は、鶴ヶ島市役所と同様です。 ※ 駐車場が狭いため、つるバス・つるワゴンなどをご利用 ください ※ 開館時間(9時)前の来館は、ご遠慮ください ※ 東市民センター1日目の午前中は特に混み合います
西市民センター	2月10日(月)		
大橋市民センター	2月13日(木)、14日(金)		

### 市・県民税の申告が必要な方

令和2年1月1日時点において鶴ヶ島市に住民登録があり、平成31年1月1日  
から令和元年12月31日までの1年間において次のいずれかに該当する方。

- (1) 営業、農業、不動産などの所得があった方
  - (2) 給与所得者で次に該当する方
    - ・勤務先から市に給与支払報告書の提出がなかった方
    - ・給与所得や公的年金に係る雑所得以外に所得がある方
  - (3) 所得控除の申告が必要な方
  - (4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している所得のない方または  
非課税所得(遺族年金など)のみの方
  - (5) 一人世帯で、所得のない方または非課税所得のみの方
  - (6) 配偶者の合計所得が1000万円超で、控除対象配偶者とならない方
  - (7) 公的年金などの収入が400万円以下で所得税の申告が不要な方のうち、上記の(1)～(6)に該当する方
- ※ 申告がない場合には、金融機関からの借入れや就学援助制度などに使用する証明書の発行はできません



### 事前の準備をお願いします

お待ちいただく時間を短縮するため、申告会場では必要な書類が整っている方から受け付けます。医療費控除やセルフメディケーション税制に係る「明細書」が未作成の場合や、住宅借入金特別控除申告書、事業所得・不動産所得・農業所得の「収支内訳書」が未作成の場合は、税額の計算ができないため、受け付けできませんのでご注意ください。

## 申告に必要なもの(確定申告と市・県民税申告の共通事項)

### (1) 所得の計算に必要な書類

給与・年金所得者／源泉徴収票(原本)、給与明細書や事業主による支払証明書など  
 その他の所得者／報酬の支払調書、帳簿書類など(収入金額と必要経費の分かる書類など)

### (2) 本人名義の預貯金口座番号の分かるもの(預貯金通帳・キャッシュカードなど)

### (3) 源泉徴収票に記載されている住所・氏名と現在の住所・氏名が異なる場合は、住民票の写し

### (4) 各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書など(生命保険料・地震保険料の控除証明書、社会保険料(※)・医療費控除の明細書(領収書は提出不要。ただし5年間の保管義務あり))

※ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、市役所から郵送した「社会保険料控除明細書(確定申告用)」で対応できます

### (5) 本人確認書類の写し(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、保険証など)

### (6) 番号(マイナンバー)確認書類の写し(マイナンバーカード(裏面)、通知カードなど)

※ その他の書類は、申告する内容によって異なります



## 上記の他に必要なもの

・生命保険契約による一時所得またはその他の雑所得のある場合

⇒収入額および必要経費相当額を明らかにする書類

※ 所得額を算出するために必要です

・配当所得(総合課税：投資信託による収益の分配)のある場合

⇒投資信託における「株式：債権」の比率および「国内株式：海外株式」の比率を明らかにする書類(特定口座年間取引報告書など) ※ 配当控除額を算出するために必要です

## 医療費控除とセルフメディケーション税制

領収書の提出は不要(5年間の保管義務あり)ですが、税務署所定の様式の「明細書」の提出が必要です。

### (1) 医療費控除

必要なもの 平成31年・令和元年中に支払った医療費の明細書

### (2) セルフメディケーション税制

必要なもの 平成31年・令和元年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の明細書、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類 ※ セルフメディケーション税制は、医療費控除との選択適用であり、申告期限後の変更はできません。国税庁ホームページでは、シミュレーション(試算)が可能なコーナーの設置が予定されています

## 上場株式などの配当所得などに係る住民税の課税方式の選択について

特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得金額に係る所得(源泉徴収がある特定口座に係る所得)は、所得税と異なる課税方式を選択することができます。住民税申告書の備考欄にその旨を記入し、納税通知書発送日前までに提出してください。(例：配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は源泉分離課税を選択)

## ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをした方へ

確定申告または市・県民税申告を行った場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となります。申告の際は、ふるさと納税に係る寄附金受領証明書を忘れずに持参し、申告してください。

## その他の注意事項

(1) 午前中の早い時間帯は混雑する傾向があります。2月6日(木)・17日(月)の午前中や、3月14日(土)は特に混雑が予想されます。

(2) 住民税申告書が郵送された方は、返信用封筒をご活用ください(必要書類の添付をお願いします)。

### 確定申告などで使用する諸証明の発行

問合先 高齢者福祉課介護保険担当

確定申告および市・県民税申告の控除で、障害者控除対象者認定書などが必要な方は、高齢者福祉課で申請してください。また、介護保険の一部のサービスは医療費控除の対象となる場合がありますので、川越税務署へお問い合わせください。

### 障害者控除対象者認定書

65歳以上で要介護1から5の認定を受け、要件に該当する方には、認定書を発行します。

### おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師の証明書が必要です。ただし、2年目以降で、要介護などの認定を受け、要件に該当する方には、医師の証明書の代わりとなる確認書を発行します。

## 避難行動要支援者名簿の情報提供について

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当、安心安全推進課防災担当

令和2年2月より、高齢者や障害のある方など、災害時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」に対し、名簿提供の同意調査を行います。同意された方の名簿のみを、令和2年4月以降に関係機関などへ提供し、もしもの災害に備えます。

なお、この名簿は適正に取扱い、災害時における支援以外の目的には使用しません。

### 該当する方

①身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する方(心臓、腎臓機能障害のみで該当する方は除く)

②療育手帳A、Aを所持する方

③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方で、単身世帯の方

④介護保険で要介護3～5の認定を受けた方

⑤障害福祉サービスを利用している難病の方

⑥右記の方以外で、特に支援の必要があると認められた方

※これまで作成していた「災害時要支援者名簿」にすでに掲載されている方は、避

難行動要支援者として名簿に掲載します

### 名簿情報の提供先

①消防機関②警察署③鶴ヶ島市社会福祉協議会④民生委員・児童委員⑤自治会⑥自主防災組織⑦地域支え合い協議会

### 提供する名簿情報

①氏名②生年月日③性別④住所または居所⑤電話番号⑥避難支援などを必要とする事由  
民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、地域支え合い協議会の方へ

名簿を活用することで、平時は地域での見守り活動へ役立てていただくほか、災害発生時は情報伝達や安否確認、避難誘導など、要支援者のサポートをお願いします。なお、災害の状況によっては地域全体が被災し、避難支援が行えないことも想定されます。そのことで、法的な責任や義務を負うことはありません。

地域における避難行動要支援者に対する避難支援などの重要性についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 空家等対策計画(案)へのご意見を募集します

問合せ 都市計画課開発建築担当

## 選挙管理委員と補充員が決まりました

問合せ 選挙管理委員会

任期満了に伴い、令和元年第4回鶴ヶ島市議会定例会で選挙管理委員と補充員の選挙が行われ、次のとおり就任しました。

任期は、令和5年12月25日までです。

委員長 瀧嶋 朗さん  
委員長職務代理 成瀬 有一さん

委員 田嶋 昭さん  
藤田 浩三さん

補充員 原田 常子さん  
藤田 嗣敬さん

紺野 修博さん  
内野 育雄さん

適正に管理されていない空家などが増えると、住環境、防犯などに影響を及ぼします。

本市では、空家対策について取組を行っていますが、その実績を踏まえ、今後計画的に推進するため、「鶴ヶ島市空家等対策計画」を策定しますので、素案に対する市民コメントを実施します。

### 期間

2月3日(月)～3月3日(火)

### 提出方法

住所、氏名、電話番号、意見を記入し、都市計画課へメール(1060010@city.tsurugashima.lg.jp)へ

郵送(〒350-2292住所不要)、ファクシミリ(FAX271-1190)または直接持参してください。

### 閲覧方法

計画案は、市ホームページのほか、市役所、女性センター、市民活動推進センター、各市民センター、中央図書館で閲覧できます。

### 意見の取扱い

いただいた意見の内容と、それに対する市の考え方は、後日公表します(住所や氏名などは公表しません)。

また、個々の意見に対する回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

## 令和2年度 就学援助の申請受付

問合先 学校教育課学務担当

小中学校へ通う子どもがいる家庭で、経済的な理由で就学困難な方を対象に、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助します。

### 対象

次のいずれかの条件にあてはまる方

①収入が少なく経済的に困難の方で認定基準の範囲内の方

②生活保護が停止または廃止となった方

③市民税が減免または非課税となった方

④国民年金保険料または国民健康保険税が減免または猶予された方

⑤児童扶養手当を受けている方

### 申請に必要なもの

①申請書(学校教育課で配布)

②同居している方で収入がある方全員のマイナンバー(通知)カードと窓口に来られる方の身分を証明できる書類(運転免許証など)

③印鑑、振込先が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)

④国民年金保険料が免除または猶予されている方、児童

扶養手当を受給されている方は、証書、決定通知などをご提示いただくか、コピーを添付してください。

⑤市外に住民登録のある方は、住民票(世帯主と続柄が記載された世帯全員の写し)1通

### 受付期限

令和2年3月31日(火)まで

※ 余裕をもって申請してください

※ 期間内に申請をされ認定となった場合、援助の対象は4月からとなります。4月以降も申請を受け付けますが、援助の対象は、申請した月の翌月からとなります

※ 未申告ですと審査ができませんので、税の申告が必要な方は必ず申告をしてください

※ 学校教育課学務担当

### 申請先

学校教育課学務担当

### その他

この制度は毎年度申請が必要ですので、引き続き希望する方も必ず申請してください。



## 都市計画道路の変更のお知らせ

問合先 都市計画課都市計画担当

令和元年12月17日付けの告示により、都市計画道路一本松東通り線および一本松通り線の全線を廃止するとともに、共栄一本松線の一部区域を変更しました。

この変更に伴い、都市計画道路の区域ではなくなった土地は、都市計画法第53条第1項の規定に基づく建築の許可が不要となりましたので、お知らせします。

「プレミアム付商品券」の購入は、2月28日(金)まで、お店での利用は、2月29日(土)までです。

期限を過ぎると、購入・利用はできません。また、未使用の商品券の換金、払い戻しもできませんのでご注意ください。

### 商品券販売場所

市内郵便局(平日9時～17時)

### 使用できる店舗

鶴ヶ島市商工会ホームページにて掲載しています。



商工会HP

### 対象者

①平成31年1月1日に鶴ヶ島市に住民登録があり、令和元年度市民税非課税の方。

ただし、市民税課税者と同一生計・扶養親族、生活保護受給者などは除く。

②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれ、子が属する世帯主の方。

※ 対象者には市役所より購入引換券を郵送しています

商品券 1セット5000円分を4000円で販売(1人5セットまで購入可)

### 転入された方の購入引換券

他市区町村で購入引換券を交付後に鶴ヶ島市へ転入された方は、鶴ヶ島市役所にて購入引換券を交換してください。

### 詐欺には注意を

プレミアム付商品券販売を装った詐欺などにご注意ください。

## 「プレミアム付商品券」の使用はお早めに

問合先 福祉政策課プレミアム付商品券担当

## 社会福祉施設と災害時協定を締結しました

問合せ 安心安全推進課防災担当



12月19日、鶴ヶ島市と「(医満寿会)」、「(福忠黎会)」、「(福稲穂の道)」は、災害時に配慮が必要な方(高齢者や障害者など)への福祉避難所の開設を目的に「災害時における社会福祉施設への要配慮者の受

入れに関する協定」を締結しました。  
 災害時に指定避難所での生活が困難であると判断された方は、市が開設した福祉避難所や今回の協定に基づき開設が可能な福祉避難所での生活をお願いすることになります。  
 協定を締結した施設は次のとおりです。  
 ・(医満寿会)「介護老人保健施設鶴ヶ島ケアホーム」(脚折1877)  
 ・(福忠黎会)「特別養護老人ホーム鶴ヶ島ほほえみの郷」(高倉10591)  
 ・(福稲穂の道)「特別養護老人ホームみどりの風鶴ヶ島」(上広谷54311)

## (株)関水金属と包括連携協定を締結しました

問合せ 政策推進課政策担当

鶴ヶ島市と(株)関水金属は、今後のまちづくりに向けて「包括連携協定」を締結しました。鉄道模型の製造で知られる関水金属では、現在、鶴ヶ島市内に新工場などを建設中です。  
 この協定により、新工場敷地に隣接する児童公園と一体化させて地域の新たな拠点づくりを行うなど、地域の一層



の活性化と市民サービスの向上につなげていきます。

## 農薬は適正に使用しましょう

問合せ 産業振興課農政担当

農薬を使用する際は、使用方法に十分注意し事故防止に努めましょう。  
 ・ラベルや袋に表示された注意事項を厳守し、周囲への飛散に十分注意しましょう  
 ・散布量は必要最低限にし、農薬以外の防除方法を検討しましょう



詳細はこちら

・事前に周辺住民や施設利用者などに周知を行うとともに、風向きに注意しましょう  
 ・農薬廃棄は専門処理業者に委託するなど、責任をもって処分しましょう

## 国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

問合せ 保険年金課国民年金担当

振替方法	保険料額 (令和元年度)	割引額
毎月納付	1万6410円	-
前納(前払い)	早割	50円
	6か月前納	1120円
	1年前納	4130円
	2年前納	1万5650円

国民年金保険料は、口座振替の早割・前納を利用することにより、毎月納付書で納付するよりもお得に納付することができます。

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、「早割」では当月末に引落しすることで毎月50円安くなります。さらに、6か月分、1年分、2年分を一括で口座振替する「前納」ではより割引額が大きくなります。  
 なお、2年前納、1年前納、6か月前納(4月～9月分)の手続きは2月末日が期限です。早めに手続きをしてください。この機会に口座振替での納付をお勧めします。  
**手続きする場所**  
 口座振替を希望する金融機関または川越年金事務所  
**手続きに必要なもの**  
 年金手帳または納付書、通帳、金融機関の届出印

令和元年度鶴ヶ島市表彰式

問合先 秘書広報課秘書担当

1月11日、令和元年度鶴ヶ島市表彰式において、市政発展に貢献された方々へ、表彰状の贈呈を行いました。

- 自治功勞**  
朝生 三郎さん  
たくち としお  
田口 俊雄さん
- 社会福祉功勞**  
大げ やぎの会
- 交通安全・防犯・防災功勞**  
新谷 忠次さん  
かるべ りえこ  
軽部 麗詠子さん  
学童見守り隊脚折折北部自治会
- 保健衛生功勞**  
八巻 節子さん  
いしだ のぶこ  
石田 信子さん  
食育ボランティア一汁三菜
- 産業功勞**  
廣嶋 正夫さん
- 教育・文化・スポーツ功勞**  
北田 豊さん
- 善行功勞**  
わりはら  
割原公園里親の会  
すみれ会  
和の会  
羽折町自治会

つるの里奨励賞

- ひろせ 和城さん  
坂脇 憲広さん  
おおたけ しゅんこう  
大竹隼豪さん  
ひろせ ゆうな  
広瀬 由奈さん  
くりはら はると  
栗原 遥大さん  
ささき こうた  
佐々木 航太さん  
いわさき ちひろ  
岩崎 千紘さん  
いとう えいあおと  
井上 碧斗さん  
たけし まつと  
竹島 祐人さん  
ふなばし せら  
船橋 星来さん  
やまだ のどか  
山田 和花さん  
みなみ だいすけ  
南 大輔さん  
くりはら ゆう  
栗原 悠宇さん  
いとう えい  
井上 理恵さん  
うしろくま ひろし  
後口 洋史さん  
しみず はると  
清水 陽音さん  
あらかき ゆめか  
荒木 夢佳さん  
ほんだ ゆうすけ  
本田 優介さん  
いしくら 巧貴さん  
石倉 巧貴さん  
あだち まひろ  
安立 茉央さん  
こはやし ひつみ  
小林 睦弥さん  
辻 わかな  
辻 和奏さん  
かねしま 碧さん  
金島 碧さん  
いわた しょうこ  
岩田 祥子さん  
鶴ヶ島中学校駅伝部



受賞された方々で記念撮影！

鶴ヶ島中学校駅伝部の皆さん



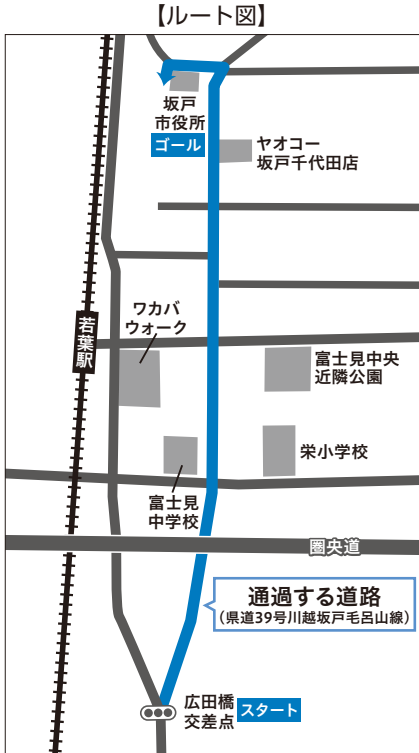
皆さん、おめでとうございます！





## オリンピック聖火リレーが鶴ヶ島市にやってきます

問合せ先 オリンピック・パラリンピックプロジェクトチーム



通過日時 7月9日(木)午前中  
(予定)

2020年の東京オリンピックに先立って行われる「オリンピック聖火リレー」の通過市町村として、鶴ヶ島市が選ばれました。  
埼玉県内では、7月7日(火)から9日(木)の3日間で実施され、鶴ヶ島市は、3日目の7月9日に行われる予定です。  
当日は、聖火リレー通過の前後の時間を含め、ルート上およびその周辺において、警察による交通規制が実施されます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

オリンピック聖火リレーがやってきます



詳細はこちら

現在、埼玉県では、パラリンピックの聖火ランナーを募集しています。募集期間は、2月15日(土)までです。「ぜひとも走りたい!」という方は、この機会にご応募ください。応募方法など詳細は、県ホームページまたは県聖火ランナー募集コールセンターへ

048・825・1130

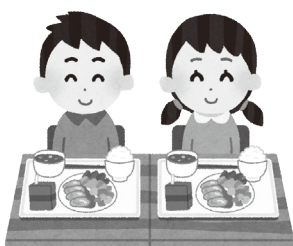
パラリンピック  
聖火ランナー募集中!

聖火リレーのルート 県道39号川越坂戸毛呂山線(広田橋交差点から坂戸市役所まで)

## 有料広告を募集しています

問合せ先 学校給食センター ☎285・6596

学校給食センターが毎月発行する「学校給食予定献立表」に掲載する広告を募集しています。献立表は、市内の小中学校に通学する児童生徒の世帯に配布されます。  
**掲載基準** 「鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱」および「学校給食予定献立表有料広告掲載基準」に基づきます。  
**掲載単位** 1か月単位で受付  
**発行部数** 毎月5000部(令和元年度実績。来年度の児童生徒数により変動します)  
**募集枠** 3枠(同じ月に4枠以上の応募がある場合は抽選)  
**掲載スペース** A3版(縦)の下部、縦5cm×横9.2cm  
**掲載料金** 5000円/月



詳細はこちら

shima.j.jp)

(☎10800040@city:tsuruga

田ヶ谷79-2)、ファクシミリ

(FAX 271-4295)、メール

shima.j.jp)

決定方法 内容審査後、決定

通知を送付します。

申込方法 3月2日(月)までに

学校給食センターへ直接または

は郵送(〒350-2214 太

田ヶ谷79-2)、ファクシミリ

(FAX 271-4295)、メール

shima.j.jp)

市では、ふるさと納税の返

礼品のパートナー企業を募集

しています。

返礼品は商品だけでなく、

鶴ヶ島市に来て、遊びや体験

をするサービス提供型の返礼

品も募集しています。

**返礼品の提供事業者としての**

**要件**

・市内に事業所などが所在し

ていること

## ふるさと納税返礼品パートナー企業募集中!

問合せ先 産業振興課商工労政担当

市では、ふるさと納税の返礼品のパートナー企業を募集しています。  
返礼品は商品だけでなく、鶴ヶ島市に来て、遊びや体験をするサービス提供型の返礼品も募集しています。

・市税の滞納がないこと  
・商品については、市の品位を損なうおそれがないことなど  
**協力事業者としてのメリット**  
商品および事業者がふるさと納税の返礼品として紹介されることにより、全国的なPRとさらなる販路拡大につながります。